

常設型医療的ケア児教育・保育実施施設個別審査基準

審査項目		個別審査基準	審査	配点
1 施設・職員体制の整備状況	(1)医療的ケア児に対する教育・保育を実施するために必要な施設整備がなされていること。	①玄関（玄関前を含む。）に段差がない又はスロープが設置されている。	A ①～⑤の全てに該当する。	15点
		②各室の出入口に段差がない。	B ①～⑤のうち4つ該当する。	12点
		③多目的トイレが設けられている。	C ①～⑤のうち3つ該当する。	8点
		④必要に応じて医療的ケアを目的とした部屋又は他の空間と区切られたスペースが設けられている。	D ①～⑤のうち2つ該当する。	6点
		⑤停電時において医療機器を利用できる非常用電源装置が整備されている。	E ①～⑤のうち1つ該当する。	4点
		F 全てに該当しない	0点	
	(2)医療的ケア児に対する教育・保育を実施するために必要な職員体制の整備がなされていること。	①勤務シフト上、余裕のある職員数を確保できる予定である。	A ①～④の全てに該当する。	15点
		②看護職の支援を担うことができる保育士等を確保できる予定である。	B ①～④のうち3つ該当する。	12点
		③保護者等からの利用に係る相談、施設見学に応じる体制が考えられている。	C ①～④のうち2つ該当する。	8点
		④職員全体で緊急時対応等の重要情報を共有するための職員間の連携が考えられている。	D ①～④のうち1つ該当する。	4点
		E 全てに該当しない	0点	
2 教育・保育内容	(1)集団生活を行う上での配慮について、積極的な取組が考えられていること。	①取組について、適切かつ十分である。	A ①に該当する。	15点
		②取組について、軽微な修正で対応可能である。	B ②に該当する。	12点
		③取組について、大きく修正する必要がある。	C ③に該当する。	4点
		④取組について、考えられていない。	D ④に該当する。	0点
	(2)事故を未然に防ぐための安全管理や、緊急時の対応方法が考えられていること。	①対応方法について、適切かつ十分である。	A ①に該当する。	15点
		②対応方法について、軽微な修正で対応可能である。	B ②に該当する。	12点
		③対応方法について、大きく修正する必要がある。	C ③に該当する。	4点
		④対応方法について、考えられていない。	D ④に該当する。	0点
	(3)医療的ケア児に対する教育・保育の実施に当たり、研修など人的保育体制の向上が図られていること。	①関連する研修をすでに受講済みの職員がおり、体制の向上に活かされている。	A ①に該当する。	15点
		②関連する研修をすでに受講済みの職員はいるが、体制の向上に活かされていることまでは確認できない。	B ②に該当する。	8点
		③関連する研修を受講済みの職員はいなく、事業開始まで若しくは事業開始後に受講する予定である。	C ③に該当する。	4点
		④関連する研修を受講済みの職員はいなく、今後も受講する予定はない。	D ④に該当する。	0点
	(4)医療的ケア児に対する教育・保育の実施に当たり、策定する教育・保育計画の骨子が考えられていること。	①計画の骨子について、適切かつ十分である。	A ①に該当する。	15点
		②計画の骨子について、軽微な修正で対応可能である。	B ②に該当する。	12点
		③計画の骨子について、大きく修正する必要がある。	C ③に該当する。	4点
		④計画の骨子について、考えられていない。	D ④に該当する。	0点
3 法人評価	過去3年の監査指摘状況で重大な問題がないこと。	①法人が運営する保育所等について、文書又は口頭による指摘事項がない。	A ①に該当する。	10点
		②法人が運営する保育所等について、口頭による指摘事項はあるが改善されている。	B ②に該当する。	6点
		③法人が運営する保育所等について、文書による指摘事項はあるが改善されている。	C ③に該当する。	4点
		④法人が運営する保育所等に関する指摘事項について、改善の目処が立っていない。	D ④に該当する。	0点

備考

- 1 いずれかの審査項目で配点0点に該当する場合は選定対象としないものとするほか、各審査項目において達成をしなければならない内容を踏まえて最低基準点を配点60点と設定し、この最低基準点未満の場合も選定対象としないものとする。
- 2 配点が最上位の施設が同点となった場合、以下の順で順位を決定する。
 - (1) これまでの指定期間の合計が長い施設を上位とする。
 - (2) 審査項目「2 教育・保育内容」の配点が高い施設を上位とする。
 - (3) 申請の年度当初における特別支援保育事業の対象児童の在籍人数が多い施設を上位とする。
 - (4) (1)~(3)で順位が決しない場合は、審査委員の協議により順位を決定する。